

尾張旭市監査公表第2号

平成30年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長職務代理者副市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

総務部総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>選挙システム保守業務委託契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>本件は、契約書（案）において、契約の相手方の所在地、名称及び代表者名の記載を怠っていました。</p> <p>監査後、直ちに契約の相手方を記載するとともに、平成27年11月26日付け契約検査課長通知を改めて、課内周知しました。</p> <p>今後は、決裁時に複数の職員での確認を徹底します。</p>